

## 板橋区男女平等参画審議会からの答申について（概要）

平成26年4月21日付で板橋区男女平等参画審議会委員を委嘱し、「男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画（仮称）の策定に関する基本的な考え方について」及び「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの実施結果に関する評価について」を諮問しました。この度、平成27年8月3日付で答申を受けましたので、その概要を報告します。

### 1 審議期間

平成26年4月21日から平成27年8月3日

### 2 審議内容

(1) 男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画（仮称）の策定に関する基本的な考え方

【答申の主な内容】 ※〔概要1〕を参照してください。

- ① 基本的な考え方（板橋区の取組、男女平等参画をめぐる状況認識）
- ② 第五次行動計画の策定に向けて（4つの「めざす姿」設定、行動計画の趣旨と理念、計画策定の新たな視点と関連事項、行動計画の数値目標と進捗管理について）
- ③ 第五次行動計画に盛り込むべき事項（第五次板橋区行動計画の策定に関する考え方の構成、めざす姿と施策の方向性）

めざす姿Ⅰ	男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会
めざす姿Ⅱ	女性の多様な働き方を可能にする社会
めざす姿Ⅲ	男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会
めざす姿Ⅳ	推進を加速する基盤整備の充実

(2) 男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの実施結果に関する評価

【答申の主な内容】 ※〔概要2〕を参照してください。

- ① 実施結果の評価方法
- ② 第四次板橋区行動計画の体系
- ③ 5年間の総括評価と提言（全体的な評価と提言、めざす姿・課題ごとの評価と提言）

## 【参 考】

### <板橋区男女平等参画審議会審議経過>

	年度(回)	開催年月日	審議内容
1	平成26年度 第1回	平成26年 4月21日	○諮問 ・「男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画(仮称)の策定に関する基本的な考え方について」 ・「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」の実施結果に関する評価について
2	第2回	平成26年 6月16,17日	○所管課ヒアリング ・計画策定に向けた課題の整理
3	第3回	平成26年 9月4日	○審議 ・第五次行動計画策定に向けた課題整理 ・意識・実態調査の中間報告
4	第4回	平成26年 11月25日	○審議 ・課題や重点テーマの抽出
5	第5回	平成26年 12月16日	○審議 ・課題や重点テーマから計画の目標(めざす姿)を検討
6	第6回	平成27年 1月26,29日	○審議 ・分科会に分かれて具体的な施策について検討 ・体系案の取組にもれがないか検討 ・めざす姿、課題の分け方の確認
7	第7回	平成27年 2月24日	○審議 ・各分科会の審議結果を共有 ・全委員で再度、めざす姿、課題、施策の見直し
8	第8回	平成27年 3月24日	○審議 ・めざす姿、課題、施策の確定作業 ・第五次行動計画の答申案について検討(前半部分) ・第四次行動計画の総括評価について検討(前半部分)
9	平成27年度 第1回	平成27年 4月24日	○審議 ・めざす姿、課題、施策の変更点を確認 ・第五次行動計画の答申案について検討(後半部分) ・第四次行動計画の総括評価について検討(後半部分)
10	第2回	平成27年 5月19,20日	○所管課ヒアリング ・総括評価、計画策定に向けたヒアリングを実施
11	第3回	平成27年 6月9日	○審議 ・計画策定に関する基本的な考え方及び総括評価を検討
12	第4回	平成27年 7月10日	○審議 ・計画策定に関する基本的な考え方及び総括評価を検討
13	第5回	平成27年 8月3日	○答申 ・「男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画(仮称)の策定に関する基本的な考え方」 ・「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」の実施結果に関する評価

### <今後のスケジュール>

時期	スケジュール内容
9月	◇答申を受け行動計画策定作業開始 (事業調査、体系整理、幹事会・推進本部等開催) ◇幹事会・推進本部合同の講演会を開催(予定)
10～11月	◇計画素案についての審議・決定
12月	◇計画素案とパブリックコメントについて議会報告 ◇パブリックコメント募集
1月	◇計画策定についての審議・決定
2月	◇計画策定とパブリックコメント回答について議会報告 ◇パブリックコメント回答

# 男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画（仮称）の策定 に関する基本的な考え方（答申）

[概要1]

## I 男女平等に関する区の実践と社会情勢の変化、世界・国・都の動向について

### 1 区の実践

- 男女平等参画基本条例
- 男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン

### 2 社会情勢の変化

- 人口急減による生産年齢人口の減少、少子高齢化の進行
- 共働き・単身・ひとり親の増加
- 長時間労働抑制と男性の子育て・介護等への参画等実現の必要性

### 3 世界の動き

・国連「国際婦人の地位委員会」では、政治・市民・社会・教育分野の女性の地位向上に関する勧告・報告・提案等を実施している。  
・第4回世界女性会議（北京大会）で「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから、本年で20年目を迎える。

#### 主な施策・トピック

- 第58回会議（平成24年地位委員会）では、防災・復興におけるジェンダーの視点の重要性を強調
- 第59回会議（平成27年地位委員会）で日本政府は、武力紛争下における女性に対する暴力を否定する等の考えを表明

### 4 国の動き

・「女性の活躍」が国の成長戦略の中核として位置付けられ、機運が高まっている。  
・本年は、日本が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准してから30年目を迎える。

#### 主な施策・トピック

- 平成28年度を初年度とする第4次基本計画策定に向けた検討
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」案の国会再提出
- 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の改正

### 5 都の動き

・東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画を策定するとともに、「東京都男女平等を進める会」を設置し、事業者・都民それぞれの団体等において、東京都行動計画の具体的取組を推進している。

#### 主な施策・トピック

- 男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポートプラン2012策定
- 「第1回東京都女性活躍推進会議」開催（平成26年）と「東京都女性活躍推進大賞」の創設（平成27年）

## II 第五次行動計画の策定に向けて

### 行動計画策定の新たな視点

○人口減少社会のもとで国を挙げて強く求められている女性の活躍

○活躍している女性にもっと光を当てる必要がある。それにより、女性の活躍や男女共同参画が決して絵に描いた餅ではなく、手に届く実現可能な目標であることに対する理解の促進や、ポジティブな意識を喚起する効果への期待

「すべての女性が  
輝く社会づくり」

計画全体にわたる横断的な視点

○これまで四次にわたって行動計画を策定し、男女平等参画推進に取り組んできたにも関わらず、顕著な成果や意識の改革が見られない現状を打開しなければならないという問題意識  
○多くの女性は依然として男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれているという現実  
○目標とする理念と現実との乖離を埋めていくためには、時として必要とされるアフターマティブ・アクション（積極的格差是正措置）

## III めざす姿と課題

めざす姿Ⅰ  
男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会

- 課題1  
男女平等参画の意識づくりと男性の意識改革の推進
- 課題2  
あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進

めざす姿Ⅱ  
女性の多様な働き方を可能にする社会

- 課題3  
就労や能力発揮に向けた支援
- 課題4  
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識づくり
- 課題5  
女性が働き続けられる社会的環境の整備

めざす姿Ⅲ  
男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会

- 課題6  
性の尊重と心とからだの健康支援
- 課題7  
様々な暴力・ハラスメントの防止
- 課題8  
DV未然防止のための教育と啓発
- 課題9  
DV被害者支援の充実

めざす姿Ⅳ  
推進を加速する基盤整備の充実

- 課題10  
男女平等推進センター スクエア・I（あい）の機能充実・活性化
- 課題11  
区職員の男女平等参画推進
- 課題12  
行動計画実現に向けた進捗管理

男女平等参画社会の実現

# 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」 の実施結果に関する評価(答申) [概要2]

## I 実施結果の評価方法

### 1 評価目的

- 男女平等参画基本条例第8条及び第23条第1項第2号に基づき実施する評価
- 次期行動計画の策定に関する基本的な考え方の答申に活かしていくもの

### 2 評価者・評価時期

- 板橋区男女平等参画審議会が区長の諮問を受け、次期行動計画の策定に合わせ現行行動計画期間5年間(平成27年度分は見込み)全体を総括して評価を実施

## II 5年間の総括評価と提言

### 【全体的な提言】

- ① 区職員の条例及び男女平等参画の理解度の低さ/条例のみならず男女平等参画社会基本法・女子差別撤廃条約理念まで十分に理解するよう努め、中心となる男女社会参画課がより一層の工夫を凝らし推進する
- ② 男女混合名簿の意義/全区立小中学校で混合名簿作成率100%実現は画期的。今後とも学校教育現場で男女平等を心がけ子どもたち一人ひとりを育てていく教育づくりを進めること
- ③ 審議会委員等の女性委員比率/目標40%にも関わらず、30%前後の頭打ち状態。より積極的な登用促進の仕組み構築をめざし抜本的対策を提案し成果に結びつけるよう取り組むこと
- ④ ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組/一般事業主行動計画策定促進やワーク・ライフ・バランス推進に向け実効性のある取組を。特に産業振興課を始めとする関係部局の働きかけが重要
- ⑤ 全庁的な推進体制/所管課により温度差、連携不足が見受けられる。横断的な調整機能、監視機能を備えた体制づくりや具体的な成果指標により、客観的でわかりやすい評価を行うよう努める

### 【めざす姿ごとの評価と提言】

#### めざす姿1

「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

B

- ・男女共同参画意識形成における教育の重要性の理解を深め、固定的役割分担意識にとられない教育を進める
- ・「政策・方針決定過程における女性の参画機会の確保」では、啓発にとどまらずより積極的な女性の登用を促進する仕組みを構築
- ・区民をリードする立場の職員が条例を理解するための方策に取り組む

#### めざす姿2

生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

B+

- ・女性の就労・起業に向けた企業や事業所への啓発や働きかけには、産業振興課と男女社会参画課との連携が不可欠
- ・ひとり親家庭自立に向けた支援や高齢期の生活の安定に向けた支援については評価できる
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康に関する権利)の認知度を高め、内容が正確に理解されるよう充実を望む

#### めざす姿3

男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

B+

- ・ワーク・ライフ・バランス推進に向け企業等へのアプローチには、産業振興課や関係団体と男女社会参画課との連携強化が重要
- ・待機児解消に向けては、受け入れ拡大に積極的に取り組む努力は評価できるが、今後は育児をしながら働くことを願う区民が働き続けやすい環境整備に向け相互補完や相乗効果を生むような工夫を期待
- ・固定的役割分担意識の解消に向け男性の意識改革を促す

#### めざす姿4

男女の平等と人権が尊重される社会

B+

- ・依然としてDV被害者の潜在化の実情から、今後一層の普及・啓発が必要
- ・DV法改正により困難さを増した相談業務では交際相手からの暴力や男性被害者等、新たな課題への対応が必要
- ・セクハラ等についても企業トップの考え方で風土が変わるため、一層の工夫と働きかけの強化を望む

## III 第五次行動計画の策定に向けて

### 課題

5年間の総括したところ、男女平等参画の歩みに寄与していると認められる取組も多々あり、着実に歩みを進めていることを実感することもできた。しかしながら意識・実態調査結果において区民の意識の変化が見られなかったことや、第四次行動計画の成果指標として掲げた目標値についても、区の審議会における女性委員比率のように達成できなかったものもあり板橋区の男女平等参画に「大きな前進があった」ということはできない。

### 提案

第五次板橋区行動計画の策定に向けて、本来、計画体系の枠外に置かれることが多い推進体制を「めざす姿」の1つに加え、積極的に行動する仕組みをつくる。